

平成26年4月1日
文部科学大臣決定

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱

（通則）

第1条 学び直しへの支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助金は、都道府県知事又は都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）が行う高等学校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（補助の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、都道府県が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者（以下「支給対象者」という。）に対して、高等学校等学び直し支援金（法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）を支給する場合に、予算の範囲内で、学び直し支援金の支給に要する費用に相当する額を都道府県に対して補助する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の

受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

五 法第2条に規定する高等学校等を退学したことのある者

六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。次項において「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 補助金の額は、毎年度、支給対象者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額を各都道府県に所在する高等学校等に在学する全ての支給対象者について合算した額とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、様式1による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、文部科学大臣は、様式2による交付決定通知書により都道府県に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の決定を受けた都道府県は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付の変更)

第7条 都道府県は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式3による変更交付申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、様式4による変更交付決定通知書により、都道府県に通知するものとする。

3 文部科学大臣は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第8条 都道府県は、学び直し支援金の支給を中止し又は廃止しようとするときは、様式5による中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 都道府県は、学び直し支援金の支給が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は学び直し支援金の支給の遂行が困難となった場合においては、その旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 文部科学大臣は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 都道府県は、補助金の対象である学び直し支援金の支給が完了したときは、その日（第8条の規定による廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 文部科学大臣は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式7による確定通知書により都道府県に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、都道府県に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(交付決定の取消等)

第14条 文部科学大臣は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 都道府県が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 都道府県が、補助金を学び直し支援金の支給以外の用途に使用した場合
- 三 都道府県が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、都道府県に対し、当該命令に係る補助金を都道府県が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を都道府県が納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第12条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 都道府県は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金の対象である学び直し支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第16条 都道府県は、当該補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
交付申請書

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) を下記のとおり
交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第
179号) 第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的及び内容 _____
- 2 交付対象期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
- 3 交付申請額 _____ 円

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
交付決定通知書

都 道 府 県

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定に基づき通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 印

記

- 1 高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) (以下「補助金」という。) の交付の対象となる内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) 交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金が増減された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月

交付決定額 _____円

- 3 この交付決定に対し、不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から 20 日以内とする。
- 4 都道府県は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第7条の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 交付対象期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 |
| 2 既交付決定額 | _____円 |
| 3 変更交付申請額 | _____円 |
| 4 差額 (3 - 2) | _____円 |

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
変更交付決定通知書

都 道 府 県

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号による交付決定を、下記のとおり変更して交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 印

記

- 1 高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) (以下「補助金」という。) の交付の対象となる内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) 変更交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金に変更された場合については、別に通知するところによるものとする。

1 交付対象期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
2 既交付決定額	_____円
3 変更交付決定額	_____円
4 差額 (3 - 2)	_____円

- 3 この交付決定に対し、不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から 20 日以内とする。
- 4 都道府県は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記事由により中止（廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付対象期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

2 既交付決定額 _____円

3 中止（廃止）の事由

()

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
に係る実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 14 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付対象期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 実績額 _____ 円
- 4 不用額 (2 - 3) _____ 円
(不足額)

文 書 番 号

平成 年度高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)
確定通知書

都 道 府 県

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定をした平成 年度高等学校
等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) については、平成 年 月 日付
け 第 号の実績報告書及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭
和30年法律第179号) 第15条に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 印

記

確 定 額 _____円